

あけまして  
おめでとう  
ございます



# ハンズ熊本通信

編集発行

(株)ハンズ熊本

〒860-0811  
熊本県熊本市中央区本荘  
6丁目8-7  
TEL. 096(375)4340  
FAX. 096(375)4341

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 11日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	.	.	.	.	.	.

## ワンポイント 料飲店等期限付酒類小売業免許

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、売上の減少に直面した料飲店等への救済措置として、在庫酒類の持ち帰り販売を可能とした有効期限6カ月間の期限付き酒類販売免許。昨年6月で申請は終了しましたが、感染症の収束が見えないことから一定要件の下、今年3月31日まで期限が延長されています。

## 1月の税務と労務

- 国 税／給与所得者の扶養控除等申告書の提出  
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出  
2月1日
- 国 税／源泉徴収票の交付、提出  
2月1日
- 国 税／12月分源泉所得税の納付  
1月12日  
(納期の特例を受けている事業所の7~12月分は1月20日)
- 国 税／11月決算法人の確定申告  
(法人税・消費税等)  
2月1日
- 国 税／5月決算法人の中間申告  
2月1日
- 国 税／2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告  
(年3回の場合)  
2月1日
- 地方税／固定資産税の償却資産に関する申告  
2月1日
- 地方税／給与支払報告書の提出  
2月1日
- 労務／労働保険料の納付(第3期分)  
(労働保険事務組合委託の場合2月15日まで)  
2月1日



「府省庁を説明して」と尋ねられたらどう答えますか。政  
策を行う国の行政機関。程度で、はつきり答えられない方も  
いるのではないでしょうか。

日本には平成十二年まで、一  
府二二省庁の行政機関がありま  
した。しかし、縦割り行政によ  
る弊害をなくし、内閣機能の強  
化、事務及び事業の減量、効率  
化することを目的に、翌年一  
月、当時の森喜朗政権により中  
央省庁再編（中央省庁等改革）  
が行われ、民間や地方に任せら  
れる仕事は分担し、効率化でき  
る省庁は統廃合されました。そ  
の結果、現在では「一府一一省  
一庁」となり、それぞれに持つ  
役割や規模によって名称が次の  
ように区別されています。

- 1 内閣府
- 2 総務省
- 3 法務省
- 4 外務省
- 5 財務省

ようく区分されています。

## 1 内閣府

内閣府の基本的な役割は、内  
閣の重要政策に関係した事務の  
サポートで、経済財政政策や地  
方創生、男女共同参画、少子化  
など多岐に亘る政策の中で、恒  
常的に専門的な対応を必要とする  
重要な施策の企画立案や総合調  
整を行うことです。また、内閣  
府には、宮内庁と外局である金  
融庁、警察庁などがあります。

宮内庁は、内閣総理大臣の管  
理下にあり皇室に関する国家事  
務全般を、金融庁は、金融の監  
査・監視のため、金融仲介機能  
の発揮やシステムの安定、金融  
利用者の保護や利便、金融市場  
の公正性と透明性に取り組んで  
います。また、警察庁は、内閣  
総理大臣所轄の国家公安委員会  
が管理する組織。広域組織犯罪  
に対応すべく、各都道府県警を  
指揮・監督を主な役割としてい  
ます。

などが統合されたことから、組  
織省庁の中でも担当範囲が広く  
なっています。

## 4 外務省

主なものとしては、行政運営  
の改善、地方行財政、選挙、消  
防防災、情報通信、郵政行政な  
ど国家の基本的仕組みに関わる  
諸制度、国民の経済・社会活動  
を支える基本的システムを所管  
し、国民生活の基盤に関わる行  
政機能を担う省庁です。組織  
は、大臣官房、行政管理局、行  
政評価局、自治行政局、自治財  
政局、自治税務局、サイバーセ  
キュリティ統括官などから成  
り、例えばマイナンバー管理、  
無線LANの整備、5Gなど通  
信網の普及のほか、地方税制も  
所管業務となります。

国内にある外務本省の他に、  
世界各地に設置された大使館や  
総領事館、政府代表部といった  
在外公館で構成されている外交  
を目的とした組織です。

大使館は一般的に国交を結ぶ  
国の首都に設置され、日本政府  
代表として交渉や連絡を行いま  
す。総領事館は首都とは異なる  
主要な都市に設置され、地方在  
留の日本人の保護や通商問題処  
理等の活動を行っています。政  
府代表部は、国際機関で外交活  
動をする機関で国連の日本代表  
部などがあります。

また、馴染み深いところでは  
は、パスポートとビザの発給も  
所管しています。

## 5 財務省

国の予算、決算、会計、通貨、  
租税、日本国債、財政投融资、  
金融破綻処理制度および金融危  
機管理、外国為替、国有財産、  
酒類、たばこ事業及び塩事業に  
おり、法務大臣はご存じのよう

に「死刑執行命令」を下す権限  
があります。近年、女性の大臣  
が多く任命されています。

関することなど国のお金に関わることを所管しています。組織

は、大臣官房、主計局、主税局、関税局、理財局、国際局から成り、金融庁が金融の監査・監視を行う一方で、財務省は国の経済全体を管轄としていますが、金融庁と協力して金融のセーフティネットを整備し、金融危機に対応するなど金融システムの安定確保も図っています。

外局の国税庁では、納税者の自発的な納税義務の履行を、適正かつ円滑に実現することを使命に、租税教育や広報活動などを納税者が納税義務を理解し実行することとの支援や、内国税の適正かつ公平な賦課・徴収の実現に取り組んでいます。

また外局には、文化庁やスポーツ庁があります。

## 7 厚生労働省

「国民生活の保障・向上」と「経済の発展」を目指すために社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上・増進と、働く環境の整備、職業の安定・人材の育成を総合的・一体的に推進する省庁です。組織は、大臣官房、医政局、健康局、医薬・生活衛生局、労働基準局、職業安定局などから成り立っていて、老若男女幅広く対応し、医療や健康増進、食品の安全管理など国民生活向上の役割を担っています。

## 8 農林水産省

農業・林業・水産業など食に関する省庁で、国民に食料を安定的に供給するとともに、地域経済を支え、活力ある地域社会を維持するために大きな役割を果たすことを目的としています。組織は、大臣官房、消費安全局、食料産業局、生産局、経営局、農村振興局、政策統括官から成っています。

## 9 経済産業省

経済・産業の発展及び鉱物資源やエネルギー資源の確保を専門とする省。大臣官房、経済産業政策局、通商政策局、貿易経済協力局、産業技術環境局、製造産業局、商務情報政策局で構成され、外局に資源エネルギー庁や中小企業庁等があります。

経済・通商に関する政策や、産業に対する環境保全の取り組みの推進などを行っています。新型コロナウイルス感染症での支援策である持続化給付金や家賃支援給付金の給付等も担当です。

## 10 國土交通省

国土の総合的かつ体系的な利用、開発および保全、そのための社会資本の整合的な整備、交通政策の推進、気象業務の発展並びに海上の安全及び治安の確保などを担っています。大臣官房、総合政策局、国土政策局、土地・建設産業局、都市局、水管理・国土保全局、道路局、住宅局の他、鉄道局、自動車局、海事局、港湾局、航空局、北海道局など多機関から構成されていて、海上保安庁も外局です。

## 11 環境省

環境の保全や整備、公害の防止、原子力安全政策など日本の環境を守る仕事を担う省庁で、大臣官房、環境再生・資源循環局、環境保健部、地球環境局などが構成されています。地球温暖化対策の一環として、平成十七年度から政府が提唱している「クーレビズ」の広報等も担当しています。

## 12 防衛省

日本の安全維持のため、自衛隊の管理・運営、日米安全保障条約に係る事務等を担い、大臣官房、防衛政策局、整備計画局、人事教育局、地方協力局等から構成されています。

## 13 復興庁

復興庁は、平成二十三年の東日本大震災からの復興のために設置された省庁。復興にかかわる被災者支援、交通と住宅の復旧、放射性物質の除去など原子力災害からの再生事業など施策の企画や実施、地方公共団体の窓口支援を担っています。

## 1月の税務処理

# 各種法定調書や 償却資産申告書 の作成・提出、 所得税還付申告

年が明けて一月の税務関連の処理としては、各種法定調書や償却資産申告書等の作成及び提出が待っています。また、令和二年分の還付申告も一月から始まります。

毎年行なうのですが、確認を兼ねてポイントを整理しておきます。

## I 各種法定調書の作成

年が明けて一月の税務関連の処理としては、各種法定調書や償却資産申告書等の作成及び提出が待っています。また、令和二年分の還付申告も一月から始まります。

頻出項目として次の三種類があり、これらは支払が確定した日の属する年の翌年一月末（今年は日曜日のため二月一日）までに所轄税務署長に提出します。

1 紙と所得の源泉徴収票  
複写作成され、①税務署提出用、②受給者交付用、③市区町村提出用（給与支払報告書）として利用されます。

令和二年分については、所得金額調整控除の創設、基礎控除の見直し、未婚のひとり親への対応及び寡婦控除の見直し等により項目名・記載内容が変更されています。

給与所得の源泉徴収票の提出範囲は表1のとおりです。

## 金の支払調書

報酬など所得税法第二〇四条第一項等に規定する報酬・料金等

を支払つた者は、同一人に對する支払金額の合計が一定額を超える場合に税務署への提出義務

3 不動産の使用料等の支払調査があります。

令和二年中に不動産、不動産書

の上に存する権利、総トン数二〇トン以上の船舶、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価の支払をする法人や不動産業者である個人が提出義務者です。

● e-Tax 等による提出義務の中の支払金額の合計が一五万円を超えるものですが、法人（人格のない社団等を含みます）に支払う不動産の使用料等については、権利金、更新料等のみを提出します。したがって、法人に対して、家賃や賃借料のみを支払っている場合は、支払調書の提出は不要です。

e-ITAx等による提出義務基準の引下げ

法定調書の種類ごとに、前々

年の提出すべきであった枚数が「一〇〇枚以上」である法定調書については、今年一月一日以後の提出からe-Tax又は光ディスク等により提出することとなりました。

したがって、令和元年に提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が「一〇〇枚以上」である場合には、今年一月に提出する「給与所得の源泉徴収票」は

表1 紙与所得の源泉徴収票の提出範囲

受給者の区分		提出範囲	
年末調整をした者	(1) 法人（人格のない社団等を含みます）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等である者）及び現に役員をしていなくとも令和2年中に役員であった者	令和2年中の給与等の支払金額が150万円を超える者	
	(2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、海事代理士、建築士等（所得税法第204条第1項第2号に規定する者）	令和2年中の給与等の支払金額が250万円を超える者	
	(3) 上記(1)及び(2)以外の者	令和2年中の給与等の支払金額が500万円を超える者	
年末調整をしなかった者	(4) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した者	イ 令和2年中に退職した者、災害により被害を受けたため、令和2年中の給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予又は還付を受けた者 ロ 令和2年中に主たる給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった者	令和2年中の給与等の支払金額が250万円を超える者。ただし、法人の役員の場合には50万円を超える者
	(5) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった者（給与所得の源泉徴収税額表の月額表又は日額表の乙欄若しくは丙欄適用者等）	全部	令和2年中の給与等の支払金額が50万円を超える者

e-Tax又は光ディスク等による提出が必要となりました。

## II 債却資産申告書

### 1 申告すべき資産

令和三年一月一日現在において現存する事業用債却資産（他に貸しているものを含みます）について申告します。

具体的には、表2に掲げるよう�습니다。

なお、遊休資産や未稼働資産であっても賦課期日（二月一日）現在において事業の用に供することができる状態にあるものや、租税特別措置法による「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により三〇万円未満の減価償却資産を必要経費又は全額損金算入した場合も、申告対象となります。

### 申告の方法

- (1) 前年度（令和二年度）に申告した者：増減申告  
令和二年一月二日から令和三年一月一日現在までの間に、増加・減少のあった資産について申告します。  
今年度初めて申告する者

### …全資産申告

令和三年一月一日現在で所有する全ての資産について申告します。

### 3 免税点

課税標準の合計額が一五〇万円未満の場合は課税されません。

### 4 納期

納期は四月、七月、十二月及び翌年二月の四回です（市区町村で異なる場合があります）。

### III 還付申告のポイント

#### 1 所得税の還付申告とは

確定申告書の提出義務がない人でも、給与等から源泉徴収された所得税額や予定納税した

所得税額が年間の所得金額について計算した所得税額よりも多いときは、確定申告すること

で納め過ぎた所得税の還付を受けることができる制度です。

還付申告ができる期限は、確定申告期間とは関係なく、その

年の翌年一月一日から五年間です。令和二年分の還付申告につ

いては、今年一月から行えます

ので、早めに還付申告書を提出することにより、還付も早く受け取ることができます。

- (2) 前年度（令和二年度）に申告した者：増減申告  
令和二年一月二日から令和三年一月一日現在までの間に、増加・減少のあった資産について申告します。  
今年度初めて申告する者

### 2 還付申告の具体例

次のようにあります。  
災害又は盜難若しくは横領によって、資産について損害を受けた場合

#### (1) 雑損控除があるとき

本人や生計を一にする配偶者その他の親族が支払った医療費、または特定のスイッチOTC医薬品の購入費のうち、一定の金額を超える部分

#### (2) 医療費控除があるとき

者その他の親族が支払った医療費、または特定のスイッチOTC医薬品の購入費のうち、一定の金額を超える部分

#### (3) の金額

一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンがあるとき

#### (4) 年の途中で退職し、源泉徴収税額が納め過ぎとなつていいとき

年の中まで退職し、源泉徴収税額が納め過ぎとなつていいとき

#### (5) 国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、特定公

益増進法人などに対し、特定公の寄附をしたとき

#### (6) 上場株式等に係る譲渡損失の金額について申告分離課税を選択した上場株式等に係る

配当所得等の金額から控除したとき

- (7) 特定支出控除の適用を受けるとき

表2 資産の種類と主な債却資産

資産の種類	主な債却資産の例示
1. 構築物	看板(広告塔)、井戸、門、堀、庭園その他土地に定着する土木設備など
2. 機械及び装置	電気機械、化学機械、建設機械、印刷機械、起重機その他物品の製造、加工修理などに使用する機械及び装置など
3. 船舶	ボート、貨物船、漁船、客船など
4. 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5. 車両及び運搬具	ハイールクレーン、フォークリフトなどの特殊自動車（自動車税及び軽自動車税の課税対象は除く）など
6. 工具・器具及び備品	机、椅子、ロッカー、金庫、パソコン、プリンター、計算機、レジスター、応接セット、テレビ、陳列ケース、測定工具、切削工具など

## 育児休業からの復帰支援

（「育休復帰支援プラン」策定マニュアルより）



働き続けながら育児を行うための制度（育児・介護休業法など）の整備は進んでいるものの、

社内の育休等の制度が十分に整備・周知されていないケースや、代替要員の確保が難しいといった事情もあり、従業員が育休等の制度利用を躊躇することや、やむを得ず退職に至ることも少なくありません。生産年齢人口の減少が進行する状況において、仕事と子育ての両立を進めいくため、企業としてきめ細やかな支援をしていくことが求められています。

今回は、「育休復帰支援プラン」策定マニュアル（厚生労働省）を基に、従業員の円滑な育休取得から職場復帰までを支援するポイントを説明します。なお、マニュアル全文及び本文中で触れた面談シートその他復帰支援に用いる各種の様式は、厚生労働省のホームページ

よりダウンロードすることができます。

### 一 プランの策定方法

「育休復帰支援プラン」を策定・実施することで、従業員は安心して育休から復職でき、制度利用者の所属する職場では、快く休業に送り出すことができます。また、プランを実行し、職場のマネジメントが改善されることは、職場全体の業務の効率化につながる可能性があります。

企業における従業員の円滑な育休取得から職場復帰までの支援には、大きく分けて次の三つのステップがあります。それぞれのステップのポイントを踏まえ、自社の状況に応じた育休復帰支援プランを策定することが望ましいでしょう。

- ① 制度の設計・導入・周知

- ② 制度対象者に対する支援

- ③ 制度対象者に対する周知

（③ 職場マネジメントとしての「育休復帰支援プラン」策定）

### 二 各ステップの実施事項

（一）制度の設計・導入・周知

この段階で実施すべき事項として次のようなものがあります。

- ① 仕事と妊娠・出産・育児との両立支援に関して、法律（労働基準法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法）で定められた措置や制度を整備します。

- ② 企業に義務づけられている措置については、自社の状況を確認の上、未整備の場合は、整備・修正を実施します。

- ③ 法律を上回る支援策やその他の両立支援制度についても確認の上、未整備の場合には、まず運用で柔軟に対応し、従業員からのニーズを把握し

- た上で必要と思われるものを制度化する方法もあります。

- 法律に定められたもの以外の支援策の例を掲げます。

- ④ 従業員が気軽に相談できる相談窓口の設置・相談担当者の任命等、制度を運用する体制整備も検討するとよいでしょう。

- ⑤ 設計・整備した制度を社内に周知する方法には、①全社的周知、②経営層・管理職への周知、③制度対象者への周知があります。

全社的な周知では、制度内容だけではなく、制度導入の背景や意義等についても説明を行なうことで、対象者以外の従業員の育休取得に対する理解や協力を求めやすくなりま

す。

- ・ 設計・整備した制度を社内に周知する方法には、①全社的周知、②経営層・管理職への周知、③制度対象者への周知があります。
- ・ 全社的な周知では、制度内容だけではなく、制度導入の背景や意義等についても説明を行なうことで、対象者以外の従業員の育休取得に対する理解や協力を求めやすくなります。
- ・ 管理職に対する周知では、制度対象者が育休を取得し、

やルールの変更、職場復帰後に担当する業務の進捗状況などを

してほしいことや今後の働き方など）

・ 復職前や復職後の面談（仕事と育児の両立にあたって配慮

・ 職場復帰支援の研修（配偶者出産休暇（出産の立ち会いや産後のサポート推進等）

・ 配偶者出産休暇（出産の立ち会いや産後のサポート推進等）

・ 在宅勤務制度（職場復帰支援の研修）

復職するための職場マネジメントは、管理職の重要な責務の一つであることの意識付けを

図ります。

制度対象者への周知では、  
処遇面を含めた制度内容の詳  
細や申請方法等を説明し、不  
明な点や不安な点があれば相  
談できる窓口を案内します。

(二) 制度対象者に対する支援  
妊娠期から復職後に、どういった制度を利用できるのか、企業からどういった支援を受けられるのかを知ることは、制度対象者が安心して育休を取得、職場に復帰し、仕事を継続していくために必要な事項です。

また、管理職や企業にとっても、制度対象者の妊娠期の体調や、職場復帰後の働き方の意向、育児の状況を知ることで、必要な配慮や、支援を想定することができます。

制度対象者が企業の制度を知り、また上司や企業が制度対象者の意向を把握するため、制度対象者・上司・企業の三者で面談の機会を設け情報共有することが有効です。情報共有の際は、面談シートや支援・手続きフロー

一、届出・手続き管理表などを設け、それらを活用しながら実施していくと良いでしょう。

なお、初めて育休取得者が発生する職場の上司は、制度対象者にどのような配慮をすべきか悩むことが想定されます。円滑に育休を取得し職場復帰できるよう、上司が制度対象者にどういった配慮をすべきか、企業から情報提供をすることが、職場のトラブルを未然に防ぐことに繋がります。職場の上司が制度対象者を快く休業に送り出せるよう、制度対象者だけではなく上司に対する支援も行っていきましょう。

(三) 職場マネジメントとしての「育休復帰支援プラン」策定

制度対象者の希望を踏まえ、円滑な育休取得・職場復帰を支援するために、職場の状況、そして制度対象者の業務の状況を確認しましょう。

作成するプランを確実に運用していくためにも、制度対象者のみならず職場メンバーのモチベーション向上や各人の能力を引き出していくことが重要です。そのためには、育休を取得しや

### (三) 職場マネジメントとしての

繋がります。職場の上司が制度対象者を快く休業に送り出せるよう、制度対象者だけではなく上司に対する支援も行っていきましょう。

育休取得者の円滑な職場復帰に向けて、育休中に会社から定期的に情報提供を行う等、コミュニケーションを図ることや、スキルの維持・さらにはスキルアップの支援を行うことも有効です。

① 育休前の対策  
育休取得者が休業前に担つていた業務を休業中も滞りなく進めるため、業務の棚卸しと業務分担の見直しや代替要員の確保などを行っておきます。

## ① 育休前の対策

すい環境づくり、多様な人材が活躍できる職場風土の醸成が大

#### ④ 働き方の見直し

従業員が円滑に育休取得・職場復帰を行うためには、いつ対象者が出ても業務に支障がないような体制を整備するよう、管理職が日頃から職場マネジメント等の準備を進めておくことが必要です。

- ・業務の「見える化」
- ・多能工化
- うなものがあります。

・ジョブ・シェアリング・ペア制（複数の従業員で担当）

を持たすようなシフトの見直し、様々な作業を担うことのできる熟練者を既存のシフトから切り離し、シフトに欠員

が生じた場合に対応する要員として配置する等)「育休復帰支援プラン」を策定する。

定・導入した事業主が、フラン  
に基づく取組を行い、労働者の  
円滑な育休取得・職場復帰に取  
り組んだ場合の助成金として、  
両立支援等助成金（厚生労働  
省）が設けられています。

# 日銀(日本銀行)の目的と役割

## 1 目的

日本銀行の目的は、「物価の安定を図ること」と、「金融システムの安定に貢献すること」にあります。

「物価の安定」は、日本経済が安定的かつ持続的成長を遂げていく上で不可欠な基盤であり、日本銀行はこれを通じて、国民経済の健全な発展に貢献するという役割を担っています。

また、決済システムの円滑かつ安定的な運行の確保を通じて、金融システムの安定(信用秩序の維持)に貢献することも重要な目的です。日本銀行は、金融機関に対する決済サービスの提供や“最後の貸し手”としての機能の適切な発揮等を通じて、この目的の達成に努めています。

## 2 役割

日本銀行は、日本経済の中核となる「中央銀行」として、さまざまな役割を担って

います。

代表的な役割は、①発券銀行、②政府の銀行、③銀行の銀行です。

### ① 発券銀行

現金となる紙幣「日本銀行券」を発券して、世の中に流通する紙幣の管理を行っているとともに、汚れて使えなくなった紙幣を回収して処分することも行っています。

### ② 政府の銀行

日本政府に対して税金や社会保険料、年金の支払いや国債に関する事務を行います。政府のお金に関する出し入れを担当しているので政府の銀行と呼ばれています。

### ③ 銀行の銀行

日本銀行が中央銀行であるのに対して、私たちが口座を開設して金融サービスを利用できる銀行を市中銀行と言います。

市中銀行は、日本銀行に対して口座を開設しており、口座に預金を預け入れたり、市中銀行が資金不足のときに日本銀行から借り入れしたりしていることから、日本銀行は銀行の銀行と呼ばれています。

## 岡目八目（おかめはちもく）

最近では、あまり聞かなくなった言葉に「岡目八目」があります。

この言葉は、囲碁から出た語で、「碁をわきから見ていると、実際に打っている人よりも八目も先まで手を見越すことができる」ということから、“事の当事者よりも第三者の方が冷静で客観的に情勢や利害得失などを正しく判断できる”という意味です。

多くの中小企業経営者の方は、自社の状況は自分自身が一番よくわかっているので他人の意見を無視してしまうことが多いかと思いますが、新型コロナウイルスの影響で社会全体の経済活動に変化が起った今こそ、自社の内容などを第三者的に鳥が大空から下界を見下ろすように、状況を把握することを心掛けましょう。そして把握することにより、厳しい現状を打破する打開策や新たなアイデアが浮かんてくるはずです。新しい年、「岡目八目」で自社を見つめ直してみてはいかがでしょう。

「鏡開き」は元来、新年の仕事始め、行事始めの儀式の一つとして行われていました。「鏡」は円満を意味し、「開く」として「開く」末広がりを意味しています。日本では昔、武士が存在していました。たころ、武家では正月に鏡餅を供え、正月十一日にこれらを割つて食べるという習慣があり、これを「鏡開き」と呼んでいました。

現在でも、家庭や事務所での始めに鏡餅を供え、一年の健康と発展を祝つて供えた鏡餅を食べる「鏡開き」が正月の行事として受け継がれています。関西の鏡開きは一月十五日若しくは一月二十日に行われることが多いようです。関西では正月飾りを飾つておく松の内の期間が一月十五日になつており、早く鏡開きすることは神様に失礼にあたることが理由のようす。